

## 前原製粉株式会社 行動計画

従業員が仕事と生活の調和を図り、その能力を十分に発揮できる働きやすい環境を作ることによって、仕事と子育てを両立させることができるようにするため、次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法の行動計画を以下の通り策定する。

### 1. 計画期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日までの 5年間

### 2. 内容

<次世代法>

目標1：子どもの出生時における男性および女性の育児休業の取得を促進する

<対策1>

令和7年4月～

- ・育児休業の取得促進に向けたチラシを社内広報などにより従業員に周知する
- ・産前産後休業や育児休業・育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<次世代法・女性活躍推進法>

目標2：従業員の年次有給休暇の法定超取得を促進する

(年10日以上との付与者は6日超の有休休暇取得を目指す)

<対策2>

令和7年4月～

- ・年次有給休暇の取得状況実態把握
- ・各部署にて年次有給休暇の取得計画の策定

令和7年8月～

- ・計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- ・有休取得状況の広報